

第 3 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 6 年 2 月 2 8 日

上富良野町農業委員会

第 3 3 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成26年2月28日(金) 午後1時30分から午後3時10分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 10名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

9	岡和田 淳	7	井村 昭次		
---	-------	---	-------	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条及び第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第7 諮問第4号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第8 諮問第5号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第9 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局			主査	林下 里志
----------	--	--	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

事務局 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局 只今より、第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
1番 長谷川裕見 委員に合わせ、ご唱和ください。

長谷川委員 「唱和」

事務局 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、10名であります。定数に達しておりますので、これより第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局」

事務局 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、10番 石橋信次 君、11番 富田成一 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次の件の答申がありましたので報告をいたします。報告第1号朗読。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。報告第2号朗読。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

富田委員 図がないので確認なのですが、1番の〇〇町の〇〇〇〇さんの土地の所在地、土地はどこになるのでしょうか。

杉本委員 島津地区になります。島津道路の北22号、23号の場所になります。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親族であり、数年前に土地を賃貸、売買した経過があります。

議 長 ほかにご発言はありますか。

「発言なし」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の券を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。

江幌地区農用地利用改善事業実施組合ほかより、次のとおり利用権の設定(賃貸借、所

事務局 有権) についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成26年2月28日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃27番、28番、29番について、提案に関する補足説明を願います。

「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。諮問第1号 賃27番、28番、29番について、補足説明いたします。

2月6日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸3件の利用集積が成立いたしました。

賃27番 出し手 ○町○丁目○の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、これまで○○○○さんが賃貸されていましたが合意解約され、賃貸で、畑10a当たり2,500円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

賃28番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○町○丁目○の○○○○さん、これまで○○○○さんが賃貸されていましたが合意解約され、賃貸で、畑10a当たり2,800円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

賃29番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、これまで○○○○さんが賃貸されていましたが合意解約され、賃貸で、畑10a当たり3,000円～3,500円、田10a当たり6,000円～8,000円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、賃 2 7 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃 2 8 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃 2 9 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 賃 30 番、31 番について、提案に関する補足説明を願います。
「8 番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8 番 杉本です。諮問第 1 号 賃 30 番、31 番について、補足説明いたします。

2 月 7 日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸 2 件の利用集積が成立いたしました。

賃 30 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、賃貸借期間満了に伴う再処分により、賃貸、畑 10a 当たり 2,000 円、平成 36 年 11 月 30 日までの 10 年間で決定しております。

賃 31 番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、賃貸借期間満了に伴う再処分により、賃貸、畑 10a 当たり 3,500 円、平成 36 年 11 月 30 日までの 10 年間で決定しております。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃30番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃31番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃32番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 館尾雄治 委員」

館尾委員 5番 館尾です。諮問第1号 賃32番について、補足説明いたします。

2月13日に旭野地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○の○○○○さん、受け手 ○町○丁目○の○○○○さん、所在地は○○○さんの宅地の横側になります。賃貸で、畑10a当たり3,000円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃32番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃33番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 富田成一 委員」

富田委員 11番 富田です。諮問第1号 賃33番について、補足説明いたします。

2月20日に草分地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○さんの宅地の横側になり、離農に伴う賃貸です。田、畑10a当たり5,500円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

石橋委員 所在地の部分で、小さい三角の部分が残りますが、これは河川敷地か何かの土地でしょうか。

富田委員 河川敷になります。また、その隣接している部分も河川敷地なのですが、河川占用の許可を得て耕作しております。今回もその手続きを耕作者が行って占有することとなります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃33番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃34番、35番、36番、37番について、提案に関する補足説明を願います。
「12番 青地 修 委員」

青地 12番 青地です。諮問第1号 賃34番、35番、36番、37番について、補足説明いたします。
職務代理

2月25日に東中地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、賃貸4件の利用集積が成立いたしました。

賃34番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴う賃貸です。田、10a 当たり 10,000 円、平成36年11月30日までの10年間で決定しています。

賃35番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴う賃貸です。田、10a 当たり 10,000 円、平成36年11月30日までの10年間で決定しています。

賃36番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴う賃貸です。田、10a 当たり 10,000 円、平成36年11月30日までの10年間で決定しています。

賃37番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、これまで○○○○さんが賃貸しておりましたが、合意解約され再処分による賃貸です。田、10a 当たり 8,000 円、平成36年11月30日までの10年間で決定しています。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃34番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃35番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃36番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、賃37番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所14番、15番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。諮問第1号 所14番、15番について、補足説明いたします。

1月31日に東中地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、所有権2件の利用集積が成立いたしました。

所14番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○さんの宅地の横側になります。規模縮小による売買で、田10a当たり185,000円となりました。

所15番 出し手 ○町○丁目○の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○道路の横側になります。賃貸借期間満了により再処分で、売買、田10a当たり130,000円となりました。

石橋委員 慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所16番、17番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川委員 1番 長谷川です。諮問第1号 所16番、17番について、補足説明いたします。

2月6日に静修地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、所有権2件の利用集積が成立いたしました。

所16番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴う売買です。1次公開で畑1筆が成立し、畑10a当たり70,000円となりました。

所17番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、○○○○さんの離農に伴う売買です。2次公開での成立となりました。売買、畑10a当たり25,000円～80,000円、田10a当たり5,000円～80,000円となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所 1 6 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所 1 7 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 所 18 番、20 番について、提案に関する補足説明を願います。
「1 2 番 青地 修 委員」

青地
職務代理

1 2 番 青地です。諮問第 1 号 所 18 番、20 番について、補足説明いたします。

2 月 2 5 日に東中地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、所有権 2 件の利用集積が成立いたしました。

所 18 番 出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○さんの宅地の横側となります。田 10a 当たり 170,000 円、畑 10a 当たり 77,000 円の売買となりました。

所 20 番 出し手 ○○市の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は、○○線○○号の○○○○川付近の田となります。田 10a 当たり 165,000 円の売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所18番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、所20番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。
なお、〇〇〇〇委員は、本日欠席しておりますので、退席したものとして取り扱います。
~~（〇〇番 〇〇〇〇委員 退席）~~

諮問第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
江幌地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(賃貸1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成26年2月28日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。諮問第2号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議 長 諮問第2号 賃38番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。 諮問第2号 賃38番について、補足説明いたします。

2月6日に江幌地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○線の○○号付近で賃貸借期間満了に伴う再処分です。畑10a当たり2,800円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃38番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

7番 井村昭次 委員の退席を解きます。~~(7番 井村昭次 委員 着席)~~

議 長 日程第6 「諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。
(○○番 ○○○○ 委員 退席)

諮問第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。
島津地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(賃貸1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成26年2月28日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。諮問第3号朗読。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第3号 賃39番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。 諮問第3号 賃39番について、補足説明いたします。

2月7日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○道路の○○○○付近で、賃貸借期間満了に伴う再処分です。畑10a当たり3,500円、平成36年11月30日までの10年間で決定しております。

慎重審議をよろしくお願いたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり
なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃39番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第7 「諮問第4号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇
委員の退席を求めます。
(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第4号について、ご説明いたします。
島津地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(賃貸1件)につ
いての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法
(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定める
にあたり貴会の意見を求める。
平成26年2月28日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た
していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。諮問第4号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第4号 賃40番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。 諮問第4号 賃40番について、補足説明いたします。

2月7日に島津地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸
1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手 〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、所在地は
〇〇線〇〇号、〇〇〇〇の南側、〇〇〇〇川付近です。畑10a当たり2,000円、田10a
当たり6,000円、平成31年11月30日までの5年間で決定しております。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり
なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃40番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇 委員 着席)

議 長 日程第8 「諮問第5号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇
委員の退席を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇 委員 退席)

諮問第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第5号について、ご説明いたします。
東中地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定(所有権1件)に
ついての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進
法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定め
るにあたり貴会の意見を求める。

平成26年2月28日提出 上富良野町長 向山 富夫
農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満た
していると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。諮問第5号朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第5号 所19番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋委員 10番 石橋です。諮問第5号 所19番について、補足説明いたします。

2月25日に東中地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、東中あつまる一むで開かれ、所有権1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○市の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○の横側にある田1筆となります。田10a当たり90,000円の売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり
なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、所19番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。(○○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第9 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成26年2月28日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番、2番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番 杉本隆一 委員」

杉本委員 8番 杉本です。議案第1号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○○○の宅地の横側となります。賃貸借期間満了に伴う再処分で、平成36年11月30日までの10年間の賃貸となりました。

2番 出し手 ○町○丁目の○○○○さん、受け手 ○○線○○号の○○○○さん、所在地は○○道路の○○○○付近となります。賃貸借期間満了に伴う再処分で、平成36年11月30日までの10年間の賃貸となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり
なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第33回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問5件、議案1件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時10分

上記第33回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成26年2月28日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____